



# 島根県報

令和8年2月6日（金）  
号外 第18号  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【公 告】

二級建築士の懲戒処分について	(建築住宅課) 2
建築士事務所の監督処分について	( リ ) 2

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月6日

島根県知事 丸山達也

1 処分をした年月日

令和8年2月3日

2 処分を受けた建築士

(1) 氏名

石川 慎也

(2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

島根県知事登録第5390号

3 処分の内容

業務の停止 3月（令和8年3月1日から同年5月31日まで）

4 処分の原因となった事実

当該建築士は島根県内の一戸建ての住宅について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画の認定申請書の作成及びその申請代行業務において、同じ建築士事務所に所属する建築士に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の規定による「長期使用構造等である旨の確認書」の改ざん（偽造）を指示した。加えて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第一号の三様式による申請書に虚偽の記載をし、所管行政庁宛て申請（行使）した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月6日

島根県知事 丸山達也

1 処分をした年月日

令和8年2月3日

2 処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

石川工務店建築設計室

島根県出雲市塩治町781番地19

(2) 開設者の氏名

石川 慎也

(3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

(4) 登録番号

島根県知事登録第10312号

3 処分の内容

建築士事務所の閉鎖3月（令和8年3月1日から同年5月31日まで）

4 処分の原因となった事実

当該建築士事務所の開設者である建築士が島根県知事から、建築士法第10条第1項の規定により3月の業務停止の処分を受けた。